

令和8年度渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>高齢者を狙った犯罪が増加していることから、住宅及びその周辺において発生する可能性のある犯罪を未然に防止し、もって地域の治安を良好にするために、防犯対策機器の設置に要した費用の一部を予算の範囲内において補助します。</p>
<p>内容</p>	<p>補助対象事業</p> <p>防犯カメラ、人感センサーライト又はカメラ付きインターホン（以下「防犯対策機器」という。）を設置する事業とします。また、補助対象となる防犯対策機器は、別表の補助対象品目に掲げる条件を満たすものです。</p>
	<p>補助対象者</p> <p>補助対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。</p> <p>(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されており、その住所地に居住していること。</p> <p>(2) 補助金を申請する日の属する年度の末日において満65歳以上の者又はその属する世帯の構成員であること。</p> <p>(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(4) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 過去6年間に申請者本人又は生計を一にする者が渋川市住まいの防犯対策支援補助金の交付を受けていないこと。</p>
	<p>補助対象経費</p> <p>補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものです。ただし、(1)に掲げる経費を必ず含むものとします。</p> <p>(1) 防犯対策機器本体の購入又は購入及び設置工事（以下「設置等」という。）に係る経費</p> <p>※スマートフォン、タブレット端末、パソコン、映像を録画する機能を有しないダミーカメラ、センサー機能を有しないライト、録画機能を有しないインターホンは補助の対象としない。</p> <p>(2) 防犯対策機器に対応した録画機、モニター、センサーその他の付属機器の設置等に係る経費</p> <p>(3) 防犯対策機器を設置するためのポールの設置等に係る経費</p> <p>(4) 防犯対策機器を設置している旨の表示シール等の設</p>

		<p>置等に係る経費</p> <p>(5) 録画機に設置するSDカードその他の記録媒体の設置等に係る経費</p> <p>(6) 前各号のほか防犯対策機器を設置するための取付金具その他の消耗品の設置等に係る経費</p>
	交付金額	<p>補助対象経費の2分の1の額とし、2万円を限度とします。</p> <p>上記の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p>
	予算額	<p>この補助金の事業全体の補助限度額は、予算に定める額とします。限度に達した時点で交付申請受付を終了します。</p>
交付 手 続 等	交付条件	<p>(1) 防犯対策機器の本体は、屋外に設置すること。</p> <p>(2) 防犯対策機器は、申請者の居住している市内の住宅に設置すること。ただし、店舗や事業所、アパート等の集合住宅への設置は対象外とする。</p> <p>(3) 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した防犯対策機器の適切な維持管理に努め、交付目的に反して使用し、譲渡し、貸付けし、又は担保しないこと。また、市長が認めた時を除き、補助金の交付後6年間は、交換又は廃棄しないこと。</p> <p>(4) 補助対象者は、事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければならないこと。</p>
	事前申込の方法	<p>防犯対策機器を購入する前に、危機管理課へ書面の提出にて令和9年2月26日（金）までに申込してください。</p> <p>渋川市住まいの防犯対策支援補助金事前申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、申込者の住所、氏名及び生年月日が確認できる本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど。以下「本人確認書類」という。）を持参のうえ提出してください。</p> <p>申込者は、手続きを第三者に委任することができます。受任者は、委任状（様式第2号）に本人確認書類の写しを添えて提出してください。</p> <p>申込書の提出を受けたときは、当該申込内容について必要な審査を行い、受付した旨を申込者へ通知します。</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付申請の方法、 時期等	<p>防犯対策機器を設置後、その日から3か月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、危機管理課へ書面の提出</p>

	<p>にて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 渋川市住まいの防犯対策支援補助金誓約書兼同意書（様式第4号） （2） 購入・設置した防犯対策機器の領収書の写し又は支払が確認できる書類（購入日、品名、品番等明細が記載されていること） （3） 設置した防犯対策機器の品名、品番、機能等がわかるカタログ、パンフレット又は取扱説明書等の写し （4） 防犯対策機器を設置・取付したことがわかる写真 （5） その他市長が必要と認める書類 <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
<p>交付決定、確定の時期等</p>	<p>申請に係る書類を受理した日から30日以内に交付決定及び確定をします。ただし、3月に申請されたものは、当月内に交付決定及び確定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付（不交付）決定及び確定通知書（様式第5号）により通知します。</p>
<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付請求書（様式第6号）に振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳など）を持参のうえ、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 （2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
<p>申請書等の様式</p>	<p>渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付事前申込書（様式第1</p>

	号) 委任状 (様式第 2 号) 渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第 3 号) 渋川市住まいの防犯対策支援補助金誓約書兼同意書 (様式第 4 号) 渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付 (不交付) 決定及び確定通知書 (様式第 5 号) 渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付請求書 (様式第 6 号)
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
取扱担当課	渋川市役所危機管理課 (本庁舎) 電話 0279-22-2130 (直通) 0279-22-2111 (内線 1144) メールアドレス anshin@city.shibukawa.gunma.jp

別表 補助対象品目

	補助対象品目	定義・要件
1	防犯カメラ	<p>【定義】</p> <p>・犯罪の抑止を目的として屋外に設置し、敷地内の様子を映像で記録する機能を備え、確認ができるもの</p> <p>【要件】</p> <p>次に掲げる要件を満たすものを補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・設置場所が住宅の敷地内であること。・撮影範囲の主な部分が住宅敷地内であり、設置の目的を達成するため必要最小限の区域で近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。
2	人感センサーライト	<p>【定義】</p> <p>・犯罪の抑止を目的として屋外に設置し、人等の動きを感知して自動的に一定の時間ライトで照らす機能を有するもの</p>
3	カメラ付きインターホン	<p>【定義】</p> <p>・犯罪の抑止を目的として屋外に固定して設置し、訪問者の姿を屋内のモニターで確認しながら会話ができ、訪問者の姿を映像で記録する機能を有するもの</p>